

南砺市農業委員会 36 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 5月 7日
- 2.開会時刻 令和 2年 6月 3日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 6月 3日 午後3時00分
- 4.場 所 城端庁舎 3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	出	12	藤永 隆夫	出
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	出	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	澁谷 均	出
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	出	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第147号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第149号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第150号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

第3 協議事項

協議第24号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第4 報告事項

報告第70号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第71号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第72号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、第36回南砺市農業委員会令和2年6月の総会を開催いたします。本日は、新型コロナ対策としまして、総会会場を通常とは違う形にて開催させていただくことをご理解いただきますようお願い申し上げます。本日の出席人数は、委員総数20名全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 皆様ご苦労様です。
大変お忙しい中、委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。最近、天候に恵まれたよい天気が続いております。麦の刈り取りも順調に進んでおります。しかし、新型コロナウイルスが少しばかり落ち着いたかのようにみえますが、油断は禁物です。委員の皆様方におかれましては、身体に気をつけてウイルスに感染しないよう留意され、お過ごしいただきたいと思っております。

会長 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は17番の委員、18番の委員の2名の方

会長 よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 附議議案第 147 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 147 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 1 件の申請がありました。面積は 田 1,618 m² 畑 1,325 m² 計 2,943 m²です。

受付番号 1 番です。

譲渡人は、県外に在住し、農地の維持や管理面が困難な為、申請地 田 1,618 m² 畑 1,325 m² 計 2,943 m²を申請地付近に農地を所有の譲受人に譲り渡すものです。

この案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 147 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 148 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 148 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は、1 件の申請がありました。面積は 田のみ 542.1 m²です。

事務局	法要会館及び駐車場	1 件	田 1 筆	542.1 m ²
	計			542.1 m ²

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地 田 528 m²を賃貸人に法要会館として転用するものです。

近年、家族葬での執り行われ方が多いため、法要など小人数向けの会場がなく、また、消火栓設備設置が要望されていることもあり、法要会館として転用するものです。また、従来から土地所有者との賃貸契約を締結し、既に駐車場として利用しておりますが、今回、更新時期を迎え、確認しましたところ、記載漏れが発覚したため 申請地 田 14.1 m²をこの申請により是正することとします。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

議長 何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 148 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして次の議題へ進みます。

議長 議案第 149 号 農用地利用集積計画 (案) について、事務局に説明を求めます。

= 議案第 149 号について議案書をもとに朗読・説明 =

事務局

今回は設定が 21 件、42 筆の申請がありました。面積は、田 31,186 m² 畑 6,487 m² 計 37,673 m²です。

今回は農作業が始まっておりますので、ほとんど再設定となっております。案件につきましては、新設定のみご説明申

事務局

上げます。

3番は、利賀村で高齢による離農です。4番は、仲間田を含めて設定されたものです。

福光地域の17番及び18番は、ぶどう栽培の法人が新たに設定するものです。19番は規模縮小によるものです。

20番及び21番は、中間管理機構を通しての設定となります。地権者はいずれも規模縮小となります。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第4項の条件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第149号農用地利用集積計画(案)の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、次の議題事項に入ります。

議長

議案番号第150号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて、事務局に説明を求めます。

＝議案第150号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回の申請は、福光、城端地域から現況がすでに山林ということで申請がございました。

ほとんど福光地域からの願い出であり、西部森林組合の森林整備事業に伴う申出があったものです。1件は城端地域からです。面積は30,855.13 m² が既に農地でなくなり、現況は、山林、宅地化となったものです。

事務局

1番からは、福光地域〇〇〇地区の金沢井波線のぬくもりの郷途中路です。以前は畑地が多かったのですが、既に耕作不可能なところで非農地化となっております。実質、37筆の届出です。次は〇〇地区です。国道304号線から集落に入るようにし奥の方が対象農地で森林化している場所であります。また、共有名義も多数ございますので、実質のところ筆数は、171筆相当になります。今回、森林組合の届出がありました森林整備事業に関する非農地につきましては、200筆程かと思われます。山林化が進んでおり、田畑等は復元不可能と思われる今回、通知を発行する予定であります。

次に城端地域の〇〇地区の畑です。この場所は、〇〇病院の敷地内にあります。昨年度の9月3日の総会に掲載した除外であり、確認していたところです。地権者は県外在住者であり、今回、農地等を処分したい旨で民地があるとのことで病院側も同様の思いであり、除外からの手続きを行ってまいりました。実際、地目変更を行ったのは、対象農地の近隣の地面等が昭和19年10月14日に地目変更を行ったということでしたので、農地法が施行される前の案件ということでしたので、非農地認定しても構わないということでした。結果、今回、非農地の願い出がでてきたということ敷地の一角がその155㎡の畑ということになります。個々は既に宅地ということですので、宅地化に通知をするということです。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第150号農地の地目変更登記申請の取り扱いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

協議第24号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除

議長

外について、事務局に説明を求めます。

事務局

＝協議第 24 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回の申請案件は 1 件となっております。

4 月分の受付が締め切り後に提出されたため、今回、議案に掲載させていただきました。城端地域の〇〇地区の申請です。田 2,238 m²のうち 300 m²を分家住宅敷地として、申請人の孫が分筆後、転用を希望したいとのことです。現在、申請人と地権者と総勢 10 人家族で住んでいることから、かなり手狭な状態であります。そのため、近隣で土地がないか等適地を探していたところですが、なかなかみつからないため、地権者の土地で選定されたようであります。建築面積は 35 坪を予定しております。位置としては、転用許可基準に該当することが困難でありましたが、集落接続で該当すると判断に至りました。

申請地の場所につきましては、舗装はしてありますが、下水道管など多少リスクがありますが、申請の申出をしたいとのことでした。

議長

以上の協議案件につきまして、農業委員会の意見として挙げられ、この申請が許可されれば、後日 5 条等として申請するものです。何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

協議事項が賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長

続きまして、次の報告事項へ進みます。

議長

報告第 70 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局に説明を求めます。

事務局

＝報告第 70 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は用途変更であります。

実際、譲受者は〇〇地区の農事組合法人〇〇で それに伴う用途は干柿の加工場を建築したいということです。場所につきましては、〇〇地区 田 2 筆で 3,200 m²の敷地です。

願出地は交通アクセスが便利な幹線沿いであり、あんぽ柿を中心とした設備を整備したいということです。周囲は敷地が 3,000 m²超ですので用壁等で囲んで土砂等の流入防止対策が行われるとのこと。雨水、排水についても調整地を設けて調整を図るとしています。

上下水道については、前面道路に埋設されておりますので、問題なく利用するとしております。機械等の乗入れ等の搬入などは既存のものを使用する予定ですが、取水口、排水口は新設する必要があるようです。施設面積につきまして、1,280 m²程の建物になり、補助事業となり補助金を充当し建設したいということです。申請部分は、地権者とともに進めて行く次第です。今回は、農業用施設ということで、除外ではなく用途変更として取り扱いし転用へと進めていく予定です。

議長

以上は報告案件にでするので、審議は問いませんが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

続きまして、次の報告へ進みます。

議長

報告第 71 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 71 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

これは農地売買等事業によるものです。譲渡人は高齢者であり、農地を処分したいと申出がありました。届出番号 1 番及び 2 番はそれぞれ違う認定農業者で、届出番号 1 番は仲間田となり 2 筆で 1 枚の状況です。届出番号 2 番におきましても現在、開始したところであり。届出 2 件分あわせまし

議長 　　て5筆で10,386㎡を今後、農林水産公社を通して受け手へ手続きしていく予定です。

議長 　　報告事項ですので審議いたしませんか、何かご質問等ございますか。

（異議なし）

議長 　　続きまして、次の報告へ進みます。

議長 　　報告第72号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第72号についての議案書をもとに既読・説明＝

事務局

今回は、6件の届出がありました。面積は、田のみ5,402㎡です。

受付番号1番につきましては、今後は、違う方と利用権設定するものです。

受付番号2番につきましては、今後は自作する予定です。

受付番号3番から6番につきましては、今後は構成員同士の売買を予定しているため手続きしたものです。

議長 　　これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

（異議なし）

議長 　　続いてその他にうつります。

議長 　　その他について事務局からお願いいたします。

＝その他について説明＝

事務局

（事務局より説明）

議長 　　その他、ないようでしたら、議案報告事項はすべて終わりますがいかがでしょうか。

事務局長 庁舎の統合ですが、当初 7 月を予定としておりました。しかし、今回、コロナウィルスの関係で、総務部等関係課からの移動が困難となってきており、7 月からの福光庁舎での事務ができるか否かまだはっきりとわかっておりません。移動ができないということであれば、引き続き委員会の開催は城端庁舎で行うこととなります。状況がわかり次第皆様方にお伝えしてまいりたいと思っております。

〇〇委員 農地の集積の件ですが、農業委員は集積に向けて指導していく立場だということですが、地元の集積率については、80%程かと思えます。その他個人経営の方が 20%となります。それで、確保されたと思っていきましたら、実際の 80%の中は営農組合が担っております。その営農組合の実情が問題となっているようです。先日、営農組合長の会議があったようでして、5 年後の経営状況を見込んで計画案を提出してほしい旨を伝えられたそうです。その具体的案を確認しますと、5 年後は維持して存続しているか否か不安であるとのことでした。「一営農組織のみ存続の可能性あり」と答えたそうで、すぐに解散というわけにいかない状況で厳しいようであります。営農組合は持続していくのは困難となれば、中核農家の方に委ねるように考えているそうです。営農組合は営農組合の役割がありますので、本来の役割ができなくなる可能性があるとのことです。今は全体で預けることは可能ですが、今後、5 年後などは営農組合の作業状況は、できる人数で対処していくとのことです。今のような状況についてどこかの場面で話ができるように機会を作ってほしいです。営農組合の受け皿を中核農家に回すなど、本来の姿ではない形式になってきていることに驚かされています。中核農家に委ねるのは個人農家だけと思込んでおり、この状態でのあっせんともなるとやはり、このようなテーマで話し合いできる機会があれば、非常にありがたいと思えます。意見交換できる機会を増やし、協議したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございます。
委員が申されたように、今、国の方でも集積率 80%を目標とし南砺市では 76.5%ぐらいまで達しており優秀なところで、この数値にはいろいろ事情がございまして、農地の耕作

事務局長 者が高齢化などの理由で耕作できずにいるため、無理やり担い手をお願いしている状況であります。その担い手側も人手不足であり受けることができない状態であるといったところ
です。一方、集落営農につきましても、後継者がいるような
経営体につきましても、なんとか継続していけるようですが、
今後を見据えると実際は厳しい状況が加速しているといえま
す。

集落営農でも、専従者を雇用するといったようなことを考
えていかななくてはならないと思っております。また、法人化
が進んでいることもあり、今後、他から来られた人を雇用す
ることも考えていただきたい。今、コロナの影響を受けまし
て仕事を失うといったことが起こっております。農業、就農
をしたい人が増加傾向であり、遠いところでは沖縄からも就
農相談がありました。ここ1ヶ月で4件のお問い合わせがござ
います。機会があれば雇用についてご助言等いただけると
幸いです。次の世代へどのように農業を継承していくかなど、
問題定義していただきたいと思っております。集積はしているが、
集約が進まないといったこともあると思っておりますので、ご協力
いただきますようお願い申し上げます。また、以前にもその
ような話を受けておりましたし、日頃の活動に対して、報酬
等を支払いたいと思っております。活動につきましても、報
酬条例による1回8千円といった金額は高いように思われま
すので、半額程度の金額を検討し、9月議会で条例改正を考
えております。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 集積について、個人が利用されるもので今後、耕作放棄地
にならないように担い手農家への働きかけをしていただきたい。
また、営農組合の今後の経営のあり方を考える必要があります。

事務局長 集落営農につきましても、どのように収入を上げていくか
が非常に大事なことであり、農閑期の仕事をいかに確保して
いくかが今後の課題になっていくのではないかと思っております。
今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

議長 その他何かありますか。

事務局長 この4月から職員が1名増ということで職員をご紹介します。
(職員挨拶)

事務局 =その他・説明=

(農業委員の任期説明)
(来月の総会日程)
(庁舎統合のため6月22日から福光庁舎別館へ移転)

議長 来月の総会日程は、令和2年7月3日(金)午後4時から
場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

議長 以上で、南砺市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時00分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長